

## 地域の持続的発展のための商店街支援事業

### —商店街等が取り組む地域のニーズに対応した事業を支援します—

堺市では、「新しい生活様式」に対応しながら、地域の住民やコミュニティのニーズに応える取組を実施する商店街等を支援し、地域コミュニティ機能の強化と地域商業の振興を図ります。

#### 1 事業概要

地域住民やコミュニティにとっての商店街は「買い物の場」から「多世代が共に暮らし、働き、交流する場」へと変化しています。中小事業者等のグループが商店街等を取り巻く環境や現況を調査・分析したうえで、商店街の空き店舗を活用した創業拠点、多目的利用スペース等の開設やテレワーク拠点、サテライトオフィスの誘致等を実施し、その効果を分析する事業を支援します。

2 令和3年度当初予算額	30,000 千円
新規	(30,000 千円)

問い合わせ先

担当課：産業振興局 商工労働部 商業流通課  
電話：072-228-8814  
ファックス：072-228-8816

# 地域の持続的発展のための商店街支援事業（案）

## 国の動向

「地域の持続可能な発展に向けた政策の在り方研究会」による中間取りまとめ（令和2年6月）

- 地域住民やコミュニティにとつての商店街は「買い物場」から「多世代が共に暮らし、働き、交流する場」へと変化
- 商店街は「商店が集まる街」から「生活を支える街」への自己変革が必要
- 地方公共団体には、商店街の取組への支援のメインプレーヤーとなることが求められる。
- 国は、広域的な視点、経済社会全体の大きな変化への対応等の観点から、地方公共団体と同調して、商店街を支援することが必要

「地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業」の概要

中小企業庁・経産省資料より作成

<スキーム(案)>



中小事業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する施設等の導入や最適なテナントミックスの実現に向けた実証事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助。

（ハード事業）

中小事業者等のグループが、商店街等を取り巻く環境や現況を調査・分析したうえで、商店街等がない新たな機能の導入にかかる空き店舗の改修等を行い、その効果を分析するモデル事業を補助

（事業例）創業拠点、多目的利用スペース、働く場の誘致 等

## 令和3年度予算額（新規）

国における「地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業」に連動し、中小事業者等のグループが商店街等を取り巻く環境や現況を調査・分析したうえで、商店街の空き店舗を活用した創業拠点、多目的利用スペース等の開設やテレワーク拠点、サテライトオフィスの誘致等を実施し、その効果を分析する事業に對する支援制度を新設

R3 予算額 30,000千円

国 1/2 市 1/4 （事業者 1/4）  
1件あたり支援上限額（国・市）30,000千円

今後、国の支援制度の詳細と連動しながら、各種規定の整備を実施。これらの補助対象事業実施に對する商店街ニーズの掘り起こし等を行い、年間2件程度の事業実施を目指す。

（ただし、今後判明する、国の支援制度の詳細によつては、補助対象事業が変更になる可能性あり。）